第二節の八の次に次の一節を加える。

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一　この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十二　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第一節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。

二　放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

別表第一号の表６の項中「注21」を「注21、51」に改め、「（衛星補助放送を除く。）」の次に「又はマルチメディア放送」を加える。

別表第一号注21ただし書中「(3)」の次に「、(6)及び(7)」を加え、同注(4)の次に次のように加える。

(5)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行う放送局（(7)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

(6)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行う放送局（(7)イに規定するものを除く。）　$B\times10^{3}/N_{FFT}$Hz

Bはデジタル放送の標準方式第22条の12第１項に示す周波数帯幅（単位MHz）、N_{FFT}は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

(7)　マルチメディア放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア　デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行う放送局

(ｱ)　空中線電力が0.5Wを超えるもの　3kHz

(ｲ)　空中線電力が0.5W以下のもの　10kHz

イ　デジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行う放送局　$B\times10^{4}/N_{FFT}$Hz

別別表第一号注49中「（昭和25年法律第132号）」を削る。

別表第一号注の次に次のように加える。

51　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（放送法第２条の２第２項第２号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うものに限る。）と近接する放送局（デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の放送局にあつては、この表の６の項中５(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該２以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

別表第二号第32中「（6000／14×ｎ＋38.48）kHz」を「（6,000／14×ｎ＋38.48）kHz」に、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４条の５第３項」を「デジタル放送の標準方式第11条第３項」に改め、第54の次に次のように加える。

第55　Ｘ７Ｗ電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うもの

6,000／14×ｎ＋38.48kHzの小数点以下を切り上げた値

ただし、ｎはデジタル放送の標準方式第22条の５第２項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。

２　デジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行うもの

デジタル放送の標準方式第22条の12第１項の周波数帯幅

別表第三号5(5)中「（デジタル放送を除く。）」の次に「、マルチメディア放送」を加え、「１mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値」の次に「。ただし、マルチメディア放送を行う放送局は１mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値。」を加え、「空中線電力は」を「マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は」に改める。

別図第四号の八の八の次に次の二図を加える。

別図第四号の八の八の二　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第37条の27の11の３第１号関係）

搬送波の周波数からの差	平均電力Ｐからの減衰量	規定の種類
±（３×ｎ／14＋0.25／126）MHz	10log（10／（6000／14×ｎ））dB／10kHz	上限
±（３×ｎ／14＋0.25／126＋１／14）MHz	−20＋10log(10／(6000／14×ｎ))dB／10kHz	上限
±（３×ｎ／14＋0.25／126＋３／14）MHz	−27＋10log(10／(6000／14×ｎ))dB／10kHz	上限
±（３×ｎ／14＋0.25／126＋22／14）MHz	−50＋10log(10／(6000／14×ｎ))dB／10kHz*	上限

＊　空中線電力が0.025×ｎ／13Wを超え2.5×ｎ／13W以下の無線設備にあつては−（73.4＋10log Ｐ）dB／10kHz、空中線電力が0.025×ｎ／13W以下の無線設備にあつては−57.4dB／10kHzとする。

注１　複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Ｐからの減衰量10log（10／(6000／14×ｎ)）dB／10kHzを上限とすることができる。

２　搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として±（2.5×（６／14×ｎ＋38.48／1,000））MHzとする。

３　ｎは、デジタル放送の標準方式第22条の５第２項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。

４　上表にかかわらず、202.5MHzの周波数における空中線電力Ｐの上限は、以下に示すとおりとする。

空中線電力	202.5MHzにおける空中線電力の上限
Ｐ＞1,000／６Ｗ／MHz	−62.4dBW／10kHz
1,000／６≧Ｐ＞100／６Ｗ／MHz	10log(Ｐ)−20−65dBW／10kHz
100／６≧ＰＷ／MHz	−72.4dBW／10kHz